

○津山文化センター条例

平成 17 年 6 月 29 日

津山市条例第 127 号

改正 平成 18 年 9 月 26 日条例第 47 号

平成 19 年 6 月 28 日条例第 38 号

平成 20 年 9 月 24 日条例第 44 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 84 号

平成 27 年 7 月 7 日条例第 42 号

令和元年 9 月 25 日条例第 70 号

令和元年 12 月 17 日条例第 72 号

津山文化センター条例（昭和 40 年津山市条例第 41 号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 市民の文化向上と福祉の増進を図るため、津山文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 センターは、津山市山下 68 番地に置く。

（センターの管理）

第 3 条 センターの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年津山市条例第 100 号。第 5 条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を發揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第 5 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第 9 条まで、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条及び第 19 条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第 7 条第 1 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日とする。

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1から別表第7までの規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の利用料金は、別表第1から別表第4までの規定により算定したものにあっては利用許可と同時に、別表第5から別表第7までの規定により算定したものにあっては利用後直ちに納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第10条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1から別表第7までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第13条 利用者は、センターの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第8条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第17条 利用者その他の施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為

(2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第18条 利用者は、センターの利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、センターの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第20条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年9月26日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山文化センター条例第20条第2項に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成19年6月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年9月24日条例第44号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月25日条例第84号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山文化センター条例第9条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年7月7日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第2条に限る。)による改正後の津山文化センター条例第9条第1項及び別表第1から別表第7までの規定は、平成27年10月1日以後に利用の許可を受けた

ものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（令和元年 9 月 2 5 日 条例第 7 0 号）

（施行期日）

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の改正規定、第 9 条第 1 項の改正規定（「（別表第 4 を除く。）」を削る部分を除く。）並びに第 1 0 条第 4 項、第 1 5 条第 2 項、第 1 7 条及び第 1 9 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 市長は、この条例の施行前においても、この条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則（令和元年 1 2 月 1 7 日 条例第 7 2 号）抄

（施行期日）

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は施行日において現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により津山市教育委員会に対し、申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

別表第 1（第 9 条・第 1 0 条関係）

大ホール利用

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	利用日	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
入場無料	平日	円 1 3 , 9 7 0	円 2 7 , 7 2 0	円 3 7 , 5 3 0	円 3 9 , 8 4 0	円 5 8 , 2 1 0	円 6 7 , 7 9 0

	土・日曜日	17,670	33,840	45,390	48,970	71,720	82,460
	祝日	0	0	0	0	0	0
整理費徴収（非営利）	平日	18,240	36,030	48,740	51,850	75,880	88,120
	土・日曜日	25,290	48,270	65,020	69,990	102,560	117,920
入場料徴収（営利）	平日	27,950	55,440	75,070	79,690	116,420	135,590
	土・日曜日	35,340	67,680	90,780	97,940	143,450	164,930

- 1 本表の金額は、観客席、舞台、ホワイエ、楽屋及び主催者準備室の利用分を含むものとする。
- 2 本表による額の算定は、実際に利用した時間に係る利用時間区分欄の金額を基礎とする。
- 3 舞台練習等により舞台のみを利用するときの金額は、本表の金額の10分の3とする。
- 4 申込時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、超過又は繰上げ時間1時間につき、本表の金額（舞台のみを利用するときは、前項の金額。以下この項及び次項において同じ。）に10分の2を乗じて得た額を本表の金額に加算する。ただし、午前9時以前及び午後10時以後の利用に係る加算金については、1時間につき一率11,550円とする。この場合、30分以上は、1時間とみなす。
- 5 本市住民以外の者が利用する場合には、本表の金額及び前2項の加算金に10分の3を乗じて得た額を、本表の金額及び前2項の加算金に加算する。
- 6 加算金に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第9条・第10条関係）

集会室等利用

利用区分	利用者において入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない催しの場合又は入場料等が100円未満の場合	利用者において1人100円以上の入場料等を徴収する催しの場合	商品展示、営利営業の宣伝その他これに類する目的に利用する場合
ホワイエ	1時間につき 680円	1時間につき 890円	1時間につき 2,430円
南エントランス	1時間につき 570円	1時間につき 740円	1時間につき 2,030円

2階屋外テラス	1時間につき 600円	1時間につき 790円	1時間につき 2,150円
アートライブラリー	1時間につき 570円	1時間につき 750円	1時間につき 2,050円
展示・リハーサル室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,800円	1時間につき 4,930円

1 利用時間の30分以上1時間未満の端数は、1時間とみなす。

2 本市住民以外の者が利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

別表第3（第9条・第10条関係）

会議室等利用

室名	金額
第1会議室	1時間につき670円
中会議室	1時間につき1,150円
第2会議室	1時間につき390円
第3会議室	1時間につき390円
第4会議室	1時間につき390円
第5会議室	1時間につき420円
大会議室	1時間につき2,210円
第1和室	1時間につき580円
第2和室	1時間につき560円
レッスン室	1時間につき800円
市民サロン	1時間につき400円
楽屋1	1時間につき160円
楽屋2	1時間につき150円
楽屋3	1時間につき280円
主催者準備室	1時間につき280円
浴室	1回につき930円

1 商品展示、営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合又は入場料を徴収して催しを実施する場合は、本表の金額に10分の5を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

2 浴室の利用1回とは、午前（午前9時から正午までをいう。）、午後（午後1時から午後5時までをいう。）及び夜間（午後6時から午後10時までをいう。）を単位とする。

別表第4（第9条・第10条関係）

冷暖房装置利用

区分	金額
----	----

大ホール	1時間につき6,930円
集会室等（展示・リハーサル室を除く。）・ 会議室等	その室の金額の10分の5に相当する額
展示・リハーサル室	1時間につき970円

別表第5（第9条・第10条関係）

舞台関係諸道具等利用

設備・器具名		数量	1回の金額	備考
反響板		1式	円 4,620	
オーケストラピット		1式	9,240	
所作舞台		1式	11,550	見せ掛, のぼり掛を含む。
平台		1枚	170	
ひな壇	小	1式	4,150	化粧板を含む。
	中	1式	5,540	〃
	大	1式	6,930	〃
演台		1式	570	
指揮台		1台	110	譜面台付
リノリウム		1式	3,460	
折りたたみ椅子		1脚	50	
舞台用机		1脚	170	
座布団		1枚	50	
上敷き		1枚	170	
ピアノ	ヤマハ	1台	4,620	
	スタインウェイ	1台	6,930	
金びょうぶ		1双	3,460	
譜面台		1台	50	
ホワイトボード		1台	170	
めくり台		1台	50	
張出舞台		1式	11,550	
舞台ホリゾン幕		1式	340	
姿見		1台	170	
看板枠		1式	570	
標示板		1個	50	
花台		1台	110	
コードリール		1個	50	
国旗		1枚	110	
市旗		1枚	110	

プロジェクター		1台	3,460	
DVDプレーヤー		1台	570	
0. H. P用スクリーン		1面	340	
石油ストーブ	小	1台	110	
	大	1台	1,150	
電気ストーブ		1台	110	
映写電源		1個	2,310	
ビデオ電源		1個	920	

1 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。

2 ストーブは、4時間を単位とする。

3 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

別表第6（第9条・第10条関係）

音響装置利用

設備・器具名		数量	1回の金額	備考
拡声装置		1式	円 3,460	
拡声装置		1式	1,380	集会室等用・会議室等用
ワイヤレスマイクロホン		1本	340	集会室等用・会議室等用
テレビ		1台	660	
CDプレーヤー		1式	1,730	
カセットデッキ		1台	1,730	
MDデッキ		1台	1,730	
ダイナミックマイクロホン		1本	570	
コンデンサーマイクロホン		1本	920	
ワイヤレスマイクロホン		1チャンネル	1,730	
インカム		1式	570	
可搬ミキサー		1台	920	
移動スピーカー	小	1台	340	
	大	1台	1,730	
音声送り回路		1回路	570	
音響電源		1個	2,310	

1 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。

- 2 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

別表第7（第9条・第10条関係）

舞台照明器具利用

器具名	数量	1回の金額	備考
調光装置	1式	円 4,620	
フットライト	1列	570	
ボーダーライト	1列	1,150	
アッパーホリゾンライト	1列	1,150	
ロアーホリゾンライト	1列	1,150	
サスペンションライト	1台	1,150	
スポットライト 1KW未満	1台	460	カラーホイール付
スポットライト 1KW以上	1台	570	〃
ストリップライト	1本	340	コードコネクターポケット付
ミラーボール	1個	1,150	
エフェクトマシン	1台	1,730	エフェクトプレート付
シーリングライト	1式	3,460	
コンセント	1個	110	
スライド	1個	220	
クセノンピンスポットライト	1台	2,880	
フォロースポット	1台	920	
映写機持込（16ミリ）	1台	1,150	
映写機持込（35ミリ）	1台	5,770	

- 1 上記の器具には、ゼラチンペーパーを含まない。
- 2 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。
- 3 持込器具（映写機を除く。）については、本表の金額の2分の1とする。
- 4 上記以外の機器利用のための電源は、電力料金の実費を徴収する。
- 5 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。